

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 改正の趣旨

市民参画手続のうち、市民意見提出手続（パブリックコメント）、意見交換会及び市民ワークショップを実施するときは、事前にその概要を公表することとしています。

その公表の方法として、①市ホームページへの掲載、②所管の事務室での閲覧・配布、③各区役所での閲覧・配布、④公告の4点を実施しなければなりません。

また、この4点以外にも市の施設での閲覧、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等、効果的な方法により公表するよう努めなければなりません。

この度、公表の方法のうち、④公告については、以下の理由により、廃止することとします。

- (1) 既に市ホームページへの掲載など、広く市民に公表する方法が整っていること。
- (2) 公告式による掲示場を見る市民は限られていること。
- (3) 公告の廃止に伴う事務負担の軽減が見込まれること。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

市民意見提出手続（パブリックコメント）、意見交換会及び市民ワークショップの実施に係る公表の方法として公告をする規定を削ります。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和8年4月1日